

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

第2編 放射線管理

令和4年9月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表  
第2編 放射線管理

変更後 (変更箇所は図の一部のみ)	許可 (対応箇所抜粋)	説明
<p>第2編 放射線管理 目次 (変更なし)</p> <p>第1章 (変更なし)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 ～ 第3節 (変更なし)</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 (周辺監視区域の指定)</p> <p>第18条 周辺監視区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域の管理)</p> <p>第19条 核物質管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>2 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく又は、別記様式に示す標識を設け、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>第5節 ～ 第7節 (変更なし)</p> <p>第3章 被ばく管理 ～ 第8章 (変更なし)</p>	<p>【添付書類九 本文】</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方 (記載省略)</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 周辺監視区域 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、その区域内での居住を禁止し、立ち入りを制限する。</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>2. 原子炉施設の放射線管理</p> <p>2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>2.1.1～2.1.2 (記載省略)</p> <p>2.1.3 周辺監視区域 人の線量又は空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示 (第2条及び第8条) に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。実際には管理上の便宜を考慮して第2.1-1図に示すように設定する。 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(第7条)の規定に基づき、周辺監視区域には人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける。</p> <p>2.3～2.7 (記載省略)</p> <p>【添付書類九】</p>	<p>周辺監視区域に関する措置 (居住禁止、立入制限) については変更なし</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉施設設置変更許可申請書との整理表  
第2編 放射線管理

変更後 (変更箇所は図の一部のみ)	許可 (対応箇所抜粋)	説明
<p>別図第1 周辺監視区域</p>		<p>東海第二発電所の新規規制基準適合に係る安全対策工事の作業用地確保に伴い周辺監視区域の変更</p> <p>周辺監視区域は、東海第二発電所の工事進捗に合わせて段階的に変更する必要がある。変更の都度、原子炉施設保安規定にて設定する周辺監視区域について認可を受ける。</p> <p>なお、今回の変更エリアは、安全対策工事終了に伴い、再度保安規定の変更認可申請を行い、その認可をもって変更前の位置に復旧する。</p>

第2.1-1 図 周辺監視区域